

はしがき

本書は、愛知大学国際問題研究所の研究プロジェクトのひとつの成果である。このプロジェクトは、「アジアとヨーロッパの社会経済制度の比較」というテーマで、2006年度から2008年度まで、愛知大学国際問題研究所から研究助成をうけた。当初は、アジアとヨーロッパの社会経済制度、とりわけ、社会保障制度について、比較を行う計画であった。また、金融制度、企業統治などについて、比較することを考えていた¹。

ところで、このように社会経済制度の比較を行うという問題意識は、近年、影響力を増しつつある、進化経済学の影響による。進化経済学は、新古典派のように、ある固定したモデルから経済問題を考察するという方法をとらずに、経済社会の制度的な変化に注目する。そして、こうした社会経済制度が、自然界におけるダーウィンの進化論のように、遺伝子、突然変異、選択などの契機を経て、進化してゆくとみなしている。このように、新古典派の静態的なモデルの利用に対して、進化経済学派は社会経済制度の進化発展という動態的な方法と視点を持っている。ちなみに、進化経済学ないしは制度経済学の方法をとる学会には、既に、国際シュムペーター学会、ヨーロッパ進化政治経済学会、アメリカ進化経済学会、日本進化経済学会などが存在し、活発な活動を行っている。国際シュムペーター学会の参加者は、シュムペーターの学説の中に進化経済学の源泉を求める者がおおいが、アメリカ進化経済学会およびヨーロッパ進化政治経済学会の参加者は、ヴェブレン等のアメリカ制度学派に進化経済学の源泉を求める者が多いようである。わが国の進化経済学会も、毎年3月に学会の大会、9月に秋のセミナーを開催し、マルクス経済学派の経済理論学会とも、近代経済学派の理論経済学会とも異なるあらたな傾向の学会として定着しつつある。進化経済学会の近年の全国大会での報告を見る限りでは、数理経済学的方法の多用と、企業の技術発展やガバナンスに関するミクロ経済学的研究への関心の広がりの点で、欧米の進化経済学会とは異なった特徴を持つつつある。

もともと、経済学史を講義し、ヒルファディングとドイツ社会民主党の思想や活動を研究してきたわたしが、進化経済学に関心を持つにいたった動機は、1995年以来、愛知大学とブレーメン大学との国際交流とりわけ共同研究の開始による。わたしは、1995年頃、ドイツ連邦共和国のブレーメン大学経済学部の世界経済国際経営研究所のカール・ボールムート教授より、「シュムペーターのイノヴェーション論の観点から、東アジア経済の発展に

¹ 2006年から2008年の期間の国研プロジェクト参加者は、竹内晴夫、奥野博幸、鈴木重文、西村正弘、阿部聖、李春利、保住敏彦などであった。1998年と2000年におけるブレーメン大学とのワークショップに参加したのは、本学の佐藤元彦、竹内晴夫、奥野博幸、李春利、李泰王、保住敏彦、および他大学から参加した伊春志（山口大学）、原田太津男（中部大学）、大西威人（近畿大学）、植松忠博（神戸大学）、林茂（アジア近現代史研究所）などであった。

ついて研究しないか」という誘いを受け、ブレーメン大学のスタッフと愛知大学のスタッフとの共同研究を行った。1998年と2000年に、それぞれ、ブレーメン大学と愛知大学において、ワークショップを開催した。その成果は、2冊の英文論文集と2冊の邦文論文集として、刊行された²。その後、独、日以外に、中国の某大学をも含めた共同研究を企画したが、諸事情によって、この企画は実施できなかった。

その後、ブレーメン州立経済・工科大学のハンス・H・バス教授より、日独の労働市場の比較というテーマでのワークショップを開催しようという提案があり、そのワークショップを2008年にブレーメンで行った。このワークショップには、ドイツ側からは、ブレーメン州立経済工科大学のハンス・H・バス、ニーマイアー、ファヒンガー（ブレーメン大学）など、日本側からは、本学の竹内晴夫、保住敏彦、および、松尾秀雄（名城大学）、の福澤直樹（名古屋大学）、加来祥男（福岡工業大学）が参加した。このワークショップの報告論文集もまたドイツにおいて刊行された³。

しかし、本プロジェクトを申請してまもない、2006年春学期に、わたしが急性疾患により入院せざるを得なくなり、退院後も現在に至るまで闘病生活を送らざるをえなくなったために、企画に沿った調査や研究の組織化ができなくなった。このために、2008年に実績報告書を提出し、参加者の発表論文や研究会活動を報告したものの、研究活動終了後二年目に公表すべき、成果報告書（ブックレット）を出さないまま、今日に至っている。

この度、国研運営委員会の勧めにより、この間プロジェクト参加者の発表した論文を集めて、本プロジェクトの成果報告書をブックレットの形で公表したいと思う。しかし、各参加者の問題意識が変化したためか、アジアとヨーロッパの社会・経済制度の比較という本書のテーマに沿った論文は、あまり提出されなかった。

ところで、本書は、まず、第Ⅰ部「アジアの社会経済問題」として、アジアのうち中国に関する李春利の論文「中国の原子力政策と原発開発—時期区分を中心に—」を収める。いまや世界第二のGDPをほこり、経済成長の著しい中国には、多くの社会経済問題が存在している。経済発展に必要なエネルギー資源の問題が、その一つであることは、言うを待たない。本学経済学部教授で中国経済論を担当する李春利は、この問題に取り組み、前記の論文を発表した。この論文において、李は、「中国における原子力政策の推移と原子力発電開発の沿革」について、時期区分をしながら論じ、その特徴を明らかにしている。

それによると、第一期は、1955年～1971年の「軍事利用中心の自主開発期」である。当初は、1955年の中ソ原子力協定によるソヴィエト連邦の技術援助を受けつつ始まったが、1960年代に入り、中・ソ対立が激化する中で、中国は自主開発路線に転換した。それ以後、

² すなわち、Hozumi/Wohlmuth(Eds.), Schumpeter and Dynamics of Asian Development, Lit Verlag, 2000. Hozumi/Wohlmuth(Eds.), After the Asian Crisis. Schumpeter and Reconstruction. Lit Verlag, 2003. および、愛知大学東アジア研究会『シュムペーターと東アジア経済のダイナミズム』創土社、2002。保住敏彦編著『東アジア社会・経済制度の現状と課題』お茶の水書房、2007年。などである。

³ Bass,Hans H./Hozumi T./Schtaroske (Eds.) ,Labor Market and Labor Market Policies between Globalisation and World Economic Crisis. Japan and Germany.Rainer Hampe Verlag 2011.

「中央専門委員会」の下での中央集権的な開発がなされる。第二期は、1972年~1993年の「平和利用転換期」であり、1972年には、原子力発電設計に携わる上海核工程研究設計院が設立され、1982年の全国人民代表大会において「エネルギー長期戦略・原子力発電計画」が承認され、それ以後、とりわけ、1994年以後、中国全土に原発が建設されることになった。

第三期は、1994年~2006年の「原発基盤確立期」である。鄧小平の対外開放加速路線により中国経済の高度成長期が始まり、東部沿海地域の電力不足が顕在化する中で、原発建設が加速された。そこで、著者はこの間の外国からの技術導入について、フランス、カナダ、ロシア、アメリカ、の順番で検討している。第四期として、原発開発加速期（2007年~現在）を挙げている。2007年は、「原子力発電中長期発展計画(2005~2020年)」が発表され、また、第11次5ヵ年計画が発表された。こうした時代区分に基づき、とりわけ、第四期における中国原発開発の動向について考察している。その際、福島原発事故の問題をどう受け止めるかという問題の所在について気づいている。非常にアクチャルな問題に迫りつつある。

なお、研究プロジェクトの主催した研究会（2008年12月10日開催）において、本プロジェクト参加者で本研究所客員研究員である、三橋かほり（東京大学大学院医学系研究科客員研究員）は、「農民にとって健康とは何か—中国河北省龍居村のケーススタディーより」というテーマで、報告を行った。

第Ⅱ部「ヨーロッパにおける社会・経済問題」では、保住敏彦がこの間発表してきた日独労働市場の比較に関する論文を収める。保住は、ブレーメン州立経済工科大学と愛知大学との日・独労働市場の比較に関するワークショップ以後、この問題に关心を抱き、幾つかの論文と学会報告を行った。以下、それらを簡単に紹介したい。

第1章「ドイツの労働市場とハルツ改革」においては、社会政策全般もわたり見直した改革案を提出した、ハルツ委員会の提案とそれを推進した社会経済上の背景を検討する。ついで、連邦雇用機構の統計を用いた説明を参考に、近年のドイツの労働市場の状況について説明する。さらに、ハルツ改革の諸提案のうち、雇用法制の規制緩和など労働市場に影響を及ぼした改革について、法律の条文に即して説明する。第四に、経済の近況とハルツ改革がドイツ労働市場に及ぼした影響について論じる。

まず、1898年から2002年の第一次シュレーダー政権と2002年から2005年までの第二次シュレーダー政権の社会問題に対する立場の変化とその背景にあった失業率と失業者数の推移をみたうえで、2005年に提起された社会経済問題の改革案「アジェンダ2010」と「ハルツ改革」の構想の内容を紹介する。つまり、解雇保護法の規制緩和について説明する。また、手工業法についても、起業をやり易くし、職業訓練を行う資格を得やすくするなどの規制緩和を行おうとした。ついで、ハルツ改革の内容について詳しく説明した。ハルツ改革は、失業者を減少させるために、雇用関連の諸制度・諸施設の改良をおこなうこと、と

りわけジョブ・センターを設置し、失業者への職業紹介を強化するという積極的労働政策を探ったこと、老齢の被用者の失業を克服する方法を提起したこと、失業扶助と社会扶助とを統合し、失業保険金の支出の削減を図るとともに社会扶助受給者の労働意欲を引き出そうとしたこと、私会社、家族会社の設立を認めることにより新雇用の創出とシュヴァルツ・アルバイトの縮小を図ることを目指した。ハルツ改革は、社会法の修正として法文化されたので、その内容をハルツ第Ⅰ法から第Ⅳ法として検討する。最後に、連邦雇用機構の2009年10月の報告に基づいて、ハルツ改革の進行により労働市場にどのような影響が生じたかについて見た。

第Ⅱ部第2章「ハルツ改革の背景、影響、およびその評価」においては、主として、ハルツ改革の背景と影響およびそれについての評価を論じる。ハルツ改革の狙いのひとつは、高度成長期に平行して増大した社会保障給付による財政悪化に対処するため、その見直しをするという点にあった。いまひとつの狙いは、1990年代以降のグローバル化のなかでドイツ企業の外国企業との競争が激化し、生産コストとりわけ人件費の削減を迫られたとき、企業が担う社会保険負担（いわゆる賃金付帯費用 Lohnnebenkosten）を削減する必要が生じ、このことが賃労働者の年金・医療・雇用などの社会保障制度の見直しを求めていた。さらに、1970年にドル危機が勃発し、ケインズ政策の有効性が動搖して以来、小さな政府の要求と政府の経済への干渉を少なくせよという要求を行う新自由主義の思想が、政府、財界、各企業家の間に広がってきた。このような1990年代以降の新自由主義と市場原理主義の政策思想の流布に影響されて、市場経済のなかにある競争を規制する保護立法の規制緩和を求める傾向が強くなった。英国首相ブレアとシェレーダーの積極的労働政策も、市場経済の自己調整能力への疑問という点では、新しい傾向であった。こうした多様な要因によって、ハルツ改革は始まった。前章でハルツ改革の内容は詳しく見たので、本章では、その背景、その影響、それについての評価などについて考察する。本稿の対象がハルツ改革案であるので、第一章の内容と重複するが、ハルツ改革案とそのドイツ社会法への修正について、再論する。新自由主義や市場原理主義の思想のあるいは経済学説史的研究は、あまり行われていないので、もっと本格的な必要があるだろう。

第Ⅱ部第3章「グローバル化時代の日独労働市場」においては、ハルツ改革案が、ドイツの社会保障制度、とりわけ失業者の待遇と再就職に及ぼした影響、したがって労働市場に及ぼした変化について検討する。そして、それがドイツの社会国家の制度的な進化を意味するかどうか考察する。まず、この改革案が準備される背景には、世界経済のグローバル化による各国の企業の国際競争の激化という経済事情がある。ついで、これに対応するために、1970年代以降、世界的に新自由主義の思想と政策が影響力を得てきたという社会思想状況がある。市場原理主義という、全ての経済問題が市場経済における競争を通じて解決されうるという見解まで信奉されるようになった。商品市場のみならず、金融市場や労

働市場においても、競争を縛る規制的な法律や制度を改革し、規制緩和を行うことが、経済的効率を高め、経済問題を解決する方法だと主張されるようになった。こうした時代の思潮と社会経済的背景を考慮することによって、ハルツ改革の成立事情とその社会的影響について、論じることができる。さらに、ドイツ史のなかでこの改革を位置づけようと思うと、社会政策の歴史、あるいはそれを骨格とした社会国家の歴史を配慮する必要があるだろう。ドイツ第二帝政の宰相ビスマルクの創設した社会政策に始まり、ヴァイマル共和国期に社会民主党、中央党、民主党などのヴァイマル連合の政府によって発展させられ、ナチス期の中斷を経て、第二次大戦後のドイツ連邦共和国期に多面的に展開した社会国家の制度や政策との関連で、ハルツ改革を評価する必要がある。つまり、社会国家の諸制度が、グローバル化による各国企業の国際競争の激化のなかで、企業にとり桎梏となってきたこと、他面で、各国の経済成長の鈍化と失業率の高止まりという社会経済的背景は、ドイツおよび日本の規制緩和への傾向の原因であった。本章においても、第一章、第二章と重複するが、ハルツ改革案の内容について、紹介し検討する。ご海容願いたい。ハルツ改革案を中心に、ドイツ社会国家の歴史、ドイツ労働市場の変遷と現状、あるいはドイツの労働市場と日本のそれとの比較などの諸論点にアプローチするというのが、著者の問題意識であることを理解していただきたい。

第II部第4章 “Deregulation of employment law after 1990 and its effects on Japanese Corporate Governance”においては、日本労働市場の状況のうち、とりわけ、1990年以来の非正規雇用（パートタイマー、契約社員、派遣労働者など）の状況に焦点をあわせて検討する。このため、まず、1990年以来の日本労働市場の規制緩和の過程と、この規制緩和の効果としての非正規雇用の増大についてみる。1885年から1900年への好況とインフレーションの後、バブル経済が崩壊し、平成大不況が勃発し、10年以上の不況が続いた。この間、世界経済のグローバル化が進展し、各国の社会制度・経済制度の変革が要請された。市場経済を縛る規制を解体あるいは緩和する動きが、世界的に見られるようになった。財市場の規制緩和である貿易自由化、資本市場の規制緩和である資本自由化から始まって、金融市場の規制緩和、労働市場の規制緩和が、なされるようになった。1990年代から2000年代初頭には、新自由主義と市場原理主義の思想的政策的な影響が強まった。周知の事実であるが、小泉首相と竹中財務大臣による郵政民営化や、製造業における派遣労働者の受け入れを可能にした労働法規の変更などは、こうした新自由主義的な規制緩和路線の延長線上にある。それは、グローバル化のなかで、海外の企業との競争に苦しむ、わが国の企業家の人件費削減の要望に応えるものであった。本章の後半部では、2008年のリーマン・ブラザーズ社の破綻に始まる国際金融危機が、わが国の非正規雇用に及ぼした影響を探求する。製造業とりわけ自動車産業、電器産業における非正規雇用とりわけ派遣労働者の雇用の増大は、正規雇用労働者のような充実した公的社会保障あるいは企業内福祉制度を伴っていなかったために、国際金融危機の大不況のなかで、まず、解雇の憂目にあった非正

規雇用の労働者たちは、仕事を失うと同時に宿舎も失うという悲惨な状況に陥った。2008年の年末から2009年の年始にかけて、解雇された多くの派遣労働者が、ホームレスとなり、日比谷公園をはじめ各地の公園にテント村が発生したことは、記憶に新しい。わが国の労働法規における、特定の専門的職業以外は派遣労働者として派遣することはできないとする、労働法上の規制は、1886年の改正以来、緩和され、2003年には、製造業においても派遣労働者の派遣と雇用が可能となった。このため、自動車産業、電器産業を始めほとんどの製造業において非正規雇用の割合が30%を超えるような状況になった。こうした事情は、わが国の伝統的な企業統治の特徴である、終身雇用・年功序列型雇用・企業別組合などを掘り崩している。労働法規や慣行の規制緩和が、わが国の企業統治にどのような影響を及ぼしているかという問題が、探求される必要があるだろう。

第II部第5章 “German and Japanese Labor Market in the Era of Globalization”においては、これまでの四章の研究を前提に、その後の情勢変化を踏まえて、日本とドイツの労働市場を比較した。第三章の論文公表後、1年後の2012年11月に、クラカウで開催されたヨーロッパ進化政治経済学会（EAEP）の労働分科会で、日独の労働市場の比較に関する報告を試みた。その際、提出した論文がこれである。したがって、論題は同じであるが、この報告では、前記の論文公表後の新事情に触れている。まず、ドイツと日本の労働市場の共通の特徴として、中核部門つまり製造業などの大企業や官庁などでは、正規雇用労働者が用いられるが、周辺部門つまり大企業の下請けないしは関連作業をおこなう中小企業などでは、多様な非正規労働者が雇用されている。正規雇用労働者は、長期継続雇用（いわゆる終身雇用）、年功序列型賃金などの特徴を持っている。日本の場合はこれに加えて、企業別組合という特徴が加わる。労働法と労働慣行の規制緩和への動きをもたらしたもののは、1990年代後半の経済不況とりわけ失業率の高止まりという事情であった。既に前述したように、社会民主党のシュレーダー首相は、第二次政権（2002～2005）の開始とともに、「アジェンダ2010」と「ハルツ改革」を発表した。これらは、社会保障の縮小と雇用法制の規制の緩和とを含んでいた。このことにより、社会保障費の縮小による財政赤字の削減を図るとともに、雇用関連機関の職業紹介機能を強化することにより、失業者を削減しようとした。いわゆる積極的労働政策を採用するに至った。これはイギリス首相のブレアの政策に学ぼうとするものであった。

他方、日本においても、第二次大戦後永らく、民間企業による職業紹介は禁止され、公的な職業安定所に職業紹介は任せられてきたが、こうした規制を緩和する動きが出てきた。派遣労働者法が1886年以来数度にわたり改正され、2006年には、製造業の企業でも派遣労働者を雇用できるようになった。こうして、自動車工業、電器工業をはじめほとんどの製造業の企業において、総従業員の30パーセントの者が、非正規雇用労働者だという状況が、生まれていた。しかし、2008年に国際金融危機が勃発したとき、公的社会保障と企業の福祉制度によって守られていなかった、非正規労働者は解雇によって仕事を失うとともに

に、宿舎を失うという悲惨な状態に陥った。それ以後、ドイツにおいても日本においても、手直しが行われるようになった。ドイツでは、短期労働（Kurzarbeit）という制度が導入され、企業は労働者の賃金の一部を地方自治体に負担してもらう代わりに、その労働者を解雇せず、残りの賃金を支払うという、方式が執られるようになった。日本では、改正労働契約法が 2012 年に国会で決定され、2013 年 4 月には発効することになっている。これによると、非正規雇用労働者で数回にわたり契約更新し 5 年を超える者の場合、当該労働者は正規労働者としての雇用を要求でき、企業はその申し出を拒否できないとされている。この新労働契約法は派遣労働者法にも影響を及ぼすと見られている。だが、2012 年暮れの衆議院選挙の結果、3 年間あまり政権の座にあった民主党から、自由民主党・公明党に、政権が移行した。自由民主党は、社会保障について自助を主とし公助を従とするという立場の議員が多いので、前政権の社会保障重視の政策を修正してゆくことが予想される。労働法についても、前政権とは異なった政策が出てくることが予想される。

論文の初出および報告のなされた会議名と日時・場所

第 I 部第 1 章「中国の原子力政策と原発開発—時期区分を中心に—」国際問題研究所紀要、
第 139 号、愛知大学国際問題研究所、2012 年 3 月。

第 II 部第 1 章「ドイツの労働市場とハルツ改革」、国際問題研究所紀要、第 135 号、愛知大
学国際問題研究所、2010 年 3 月。

第 2 章「ハルツ改革の背景、影響、およびその評価」、経済論集、第 180 号、愛知大
学経済学会、2011 年 3 月。

第 3 章「グローバル化時代における日・独労働市場」、国際問題研究所紀要、第 138
号、愛知大学国際問題研究所、2011 年 10 月。

第 4 章 “Deregulation of employment law after 1990 and its effects on Japanese
Corporate Governance”、in; “Labor Market and Labor Market Policies
between Globalization and World Economic Crisis. Japan and Germany”
Rainer Hampp Verlag. 2010 年 3 月。なお、このワークショップは、前年
2009 年 6 月にブレーメン市において行われた。ドイツ側の参加者は、ブレ
ーメン大学、ブレーメン州立経済・工科大学のスタッフ、日本側参加者は、
愛知大学、名古屋大学、名城大学、福岡工業大学等のスタッフ。

第 5 章 “German and Japanese Labor Market in the Era of Globalization”
この報告は、ヨーロッパ進化政治経済学会（EAEPE）のクラコウ大学で開
催された大会（Kurakow/Poland, 2012 年 11 月 20 日）で、なされた。

ここに収められたものは、2009年の6月から2012年の11月までの延べ4年の間になされた報告の際に提示された論文、および本学の定期刊行物に公表された論文である。愛知大学国際問題研究所のプロジェクトとして、研究助成を受けて研究がなされたので、国研の規定に従い、小冊子として公表するものである。時期を隔てて発表したものを集めたために、内容の点で重複する箇所があるが、御海容願いたい。

最後に、本書の発表を勧めていただいた現所長の馬場毅先生、および編集のための資料を整えていただいた職員の加藤智子さんに、感謝するものである。

保住敏彦

2013年2月14日